

ダム事業の検証に係る検討について

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価の視点

検討項目	検討内容
情報公開、意見聴取等の進め方	・関係地方公共団体からなる検討の場の設置 ・パブリックコメントの実施 ・学識者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見聴取
対応方針(案)等の決定	・事業評価監視委員会での意見聴取 ・対応方針(案)の決定
事業の必要性に関する視点	事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況に関する整理
事業の投資効果	治水経済調査マニュアルに基づく費用対効果分析の実施
複数の治水対策案の立案	ダムの有効活用、遊水池等の26案の検討
概略評価による治水対策案の抽出	2～5案程度の抽出
評価軸	安全度、コスト、実現性等の7つの評価軸
利水代替案	河道外貯留施設、ダム再開発等の13の利水代替案の検討
利水に関する評価軸	目標、コスト、実現性等の6つの評価軸
流水の正常な機能の維持の観点からの検討	対策案の立案、評価
その他の目的に応じた検討	必要に応じて検討
総合的な評価の考え方	目的別総合評価の観点(安全度を基本としコストを最も重視)、総合的な評価の考え方

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価の視点

第5 その他

- 1 本細目に基づく検証を行う際には、河川及びダム事業の再評価実施要領細目（平成22年4月1日国河計142号）（以下「従前の細目」という。）は適用しない。なお、平成22年9月28日の国土交通大臣からの指示又は要請以降本細目に基づく検証が終了するまで、検討主体は実施要領及び従前の細目に基づき当該事業の再評価を行うものとする。
- 2 社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、検証に要する時間、費用等を軽減する観点から、利水者等の関係者との合意形成状況に応じて、中止の方向性及びそのような考えに至った理由を明らかにした上で、必ずしも本細目で示す詳細な検討によらずとも、従来からの手法等によって検討を行うことができる。

その場合、従前と同様に、河川整備計画の作成状況に応じて、次のようなことについて明らかにすることが求められることを考慮することが望ましい。

- (1) 河川整備計画が作成されている場合には、基本的に、当該河川整備計画において想定している目標と同程度の目標の達成が当該事業によらずとも可能であること
- (2) 河川整備計画が未作成である場合又は河川整備計画が作成されているが今後変更する予定がある場合には、基本的に、検証に係る検討に当たって設定する目標と同程度の目標が妥当であること及び目標の達成が当該事業によらずとも可能であること

個別ダム事業の検証 実施箇所について

